

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学科及び受講料（最大3年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学科及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

# 専門実践教育訓練明示書

講座の名称		歯科技工士科														
実施方法		① 通学（昼間）														
指定講座番号	講座の創設年月日	7	5	0	0	1	—	1	4	2	0	0	1	—	5	
	昭和44年3月31日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間					過去1年の講座実績					入講者数（14人）				
	平成29年9月30日まで	訓練期間					24ヶ月					総訓練時間				
1. 教育訓練目標		2,726時間														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル  ②①に係る資格・試験等の実施機関名称  ③当該資格等を取得するための要件または受験資格等  ④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		■ 業務独占資格・名称独占資格 <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 <input type="checkbox"/> 専門職学位 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等														
		厚生労働省  1. 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者 2. 講師兼労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業したものが 3. 歯科技工士国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者 歯科技工士 歯科業界・独立開業等														
2. 教育訓練の内容																
教科（カリキュラム）		時間					使用教材名									
外国語(英語)		32時間														
造形美術概論		20時間														
関係法規		16時間														
歯科技工概論		50時間														
歯の解剖学		180時間														
歯冠修復技工学		510時間														
有床義歯技工学		510時間														
矯正歯科技工学		30時間														
歯科理工学		220時間														
顎口腔機能学		60時間														
小児歯科技工学		40時間														
歯科技工実習		610時間														
選択必修科目		298時間														
保健体育		80時間														
学校活動		70時間														
合計		2,726時間														
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）																
①受講するに当たって必要な実務経験等		特になし。														
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		高等学校卒業。または学校教育法執行規則第69号の各号の1に該当する者、および77条の5の各号の1に該当する者。														
③その他																

【特記事項】

--



# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準) (2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法 (3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準) (4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各学期ごとにおける授業日数の3分の2以上の出席、各学科3分の2以上の出席、各実習においては4分の3以上の出席、期末試験において全教科・全科目60点以上の成績であること。実習作品の提出。 各学期末に試験を行い、習得度の確認を行っている。 希望者に対しては、担当講師が補習指導を行っている。 当該学年における授業日数の3分の2以上の出席、各学科3分の2以上の出席、各実習においては4分の3以上の出席、各学期末試験において全教科・全科目60点以上の成績であること。訓練期間については、入学式から翌々年の3月31日(補講等がある為)と設定している為、間違いない。2ヶ月で修了する講座であることを証明します。 各学期末に試験を行い、習得度の確認を行っている。 希望者に対しては、担当講師が補習指導を行っている。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法 (2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例：資格取得関連情報や資格関連職種種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	担当講師が個別にチャットを行い、理解度によって個別指導を行っている。 資格取得にむけた補習授業を行っている。 求人票の提示。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	一般社団法人滋賀県歯科医師会 (代表者名： 芦田 欣一 )		
住所及び連絡先	滋賀県大津市京町4丁目3番28号 TEL 077-523-2787		
施設名称及び施設長名	滋賀県歯科技工士専門学校 (施設長：山本 哲典 )		
住所及び連絡先	滋賀県草津市笠山7丁目4番43号 TEL 077-564-6691		
苦情受付者	氏名 河崎 一成 所属 事務担当者		
連絡先	TEL 077-564-6691 連絡先 TEL 077-564-6691		
専門実践教育訓練経費			
支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) ① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 300,000 円 ② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 1,840,000 円 第1期 460,000 円 第2期 460,000 円 第3期 460,000 円 第4期 460,000 円 (うち、必須教材費 円 )		
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③) ① 任意の教材費(税込額) 男性 615,235 円 女性 614,069 円 ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 男性 419,235 円 女性 418,069 円 ③ 施設維持費(税込額) 0 円 ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 196,000 円 0 円			
3. 総額 (1+2) (税込額) 男性 2,755,235 円 女性 2,754,069 円			